		日号外	ページ
二〇	補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件	三〇 67	三二
二一	内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件	三一 68	七五
二二	内閣総理大臣の所掌に係る個人情報の保護に関する法律第五章第二節から第五節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件	三一 68	七五
二三	租税特別措置法施行令第四十条の四の四第六項及び第七項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の四第二項第四号及び第七号の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用、医療機関及び施設の一部を改正する件	三一 68	七五
二四	交通安全対策基本法第二条第十号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件の一部を改正する件	三一 68	七六
二五	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の規定に基づき内閣総理大臣の所掌に係る権限の一部について委任した件の一部を改正する件	三一 68	七六
二六	内閣府本府所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件	三一 68	七七
二七	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件	三一 68	七七
二八	子ども・子育て支援法施行規則第五十八条第四号に規定する内閣総理大臣が定める場合を定める件	三一 68	七九
二九	特定教育・保育、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件	三一 68	八〇八
三〇	補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を廃止する件	三一 68	八一〇
三一―三五	総合特別区域計画の変更を認定した件	三一 68	八一〇
三六	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件	三一 68	八一一
三七	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件	三一 68	八一四
三八	地方税法施行規則附則第六条第二十四項の規定に基づき内閣総理大臣が定める償却資産の一部を改正する件	三一 68	八一七
三九	災害対策基本法第二条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件の一部を改正する件	三一 68	八一七
四〇	沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件の一部を改正する件	三一 68	八一七
四一	内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令本則ただし書及び第二号二の規定に基づき内閣総理大臣の指定する補助金等及び事務を定める件の一部を改正する件	三一 68	八一七
四二	公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件	三一 68	八一九
四三	租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十五項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件等を定める件の一部を改正する件	三一 68	八二〇

○内閣府、総務省、法務省、国家公安委員会、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

一	租税特別措置法施行規則第二十条第二十五項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件	三一 68	八二三
二	租税特別措置法施行規則第五条の六第二十二項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件	三一 68	八二五
三	租税特別措置法施行規則第二十条第二十五項第二号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件	三一 68	八二六
四	租税特別措置法施行規則第五条の六第二十二項第二号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件	三一 68	八二三